

リース会計専門委員会の検討状況

（平成 21 年 6 月 15 日開催分）

1. 検討内容

前回の専門委員会及び第 178 回企業会計基準委員会における意見を踏まえ修正・加筆した「リース DP の質問一覧と対応案（最終案）」を基礎にして、IASB に提出することとなるコメント案について質疑を行った。

専門委員会では、リース DP で提案されている使用权モデルを正面から否定する意見はなかったものの、今後検討すべき問題も考えられることから、IASB に提出するコメントとしては、当該モデルに対する基本的スタンスに対していくつかの重要な留保条件付きで容認する方向とされた。

【参考】リース DP の構成

第 1 章 背景	第 6 章 オプション付きのリース
第 2 章 リース会計基準の範囲	第 7 章 偶発リース料と残価保証
第 3 章 リース会計のアプローチ	第 8 章 表示
第 4 章 当初測定	第 9 章 借手に関するその他の論点
第 5 章 事後測定	第 10 章 貸手の会計

2. 専門委員会における主な意見

(1) 第 1 章から第 5 章

- ・短期リースの適用除外に関するコメントと併せて、適用除外となった場合の会計処理についても明示した方がよい（質問 2）。
- ・「短期リース」の定義を明らかにするよう求めた方がよい（質問 2）。
- ・質問 4 でコメントしている「解約可能リース」は、リース DP 第 6 章で触れられている中途解約オプション付きのリースと異なるものであることが分かるようにした方がよい（質問 4）。
- ・「解約可能」という表現は誤解を招く可能性があるため、より明瞭な表現にした方がよいのではないか（質問 4）。
- ・解約可能リースの取扱いについては、質問 5 に対するコメントと矛盾する可能性があるため、質問 13 に対する回答として記載してはどうか（質問 4）。
- ・「リース子会社」、「リース関連会社」という具体例は不要ではないか（質問 6）。
- ・借手がリース物件の購入価額を知りうる場合には、それ使用权資産の取得原価とする

ことも認められるのではないかと（質問 6）。

(2)第 6 章から第 10 章

- ・ オプション、偶発リース料及び残価保証に対するコメントは、単一の資産負債アプローチを条件付きで容認するのであれば、それと首尾一貫するような記載にした方がよい（質問 13 ほか）。
- ・ 偶発リース料について、店舗の売上に比例するようなリース契約は、その売上計上時に、リース物件を使用したことに伴う負債を計上することの方が適切なのではないかと（質問 16）。
- ・ 再リースは一般に重要性が乏しいため、コメントは不要ではないかと（質問 24）。
- ・ サービス契約を含むリースについて、当該サービス部分を分けるのは実務上困難なものが多く、そのような場合には当該サービス部分も一括して処理することも考えられるのではないかと（質問 24）。
- ・ 貸手の会計処理に関するアプローチとして「リース契約は、貸手がリース物件の一部分を借手に移転させるものであるとする見方」を支持しているが、すべてのリース契約においてこのアプローチがなじむとは限らない。したがって、もう一方のアプローチである「リース契約は、貸手のリース物件に関連する権利とは別の、新たな権利を生み出すものとする見方」もありうるとする余地を残した方がよいのではないかと。また、貸手が減価償却を行うことによるタックス・メリットの観点からは、「リース契約は、貸手のリース物件に関連する権利とは別の、新たな権利を生み出すものとする見方」を採ることも考えられるのではないかと（質問 25）。

(3)その他

- ・ 将来、IASB による新しいリース会計基準の公表を受け、我が国におけるリース会計基準の見直しを行う場合には、税制との関係にも十分配慮して検討を行っていただきたい。

以 上